

令和7年 第4回定例会

あ
ら
ま
し

◆第4回(12月)定例会は、12月5日から12月23日までの19日間にわたり開催され、条例の制定・改正、補正予算など16件が市長から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決されました。また、一般質問では8名の議員が登場し、市の方針等を質しました。

第4回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明 (一部抜粋)

市長就任から2ヶ月が経過し、市民の声をより市政に反映させるための手法や優先すべき課題への対応について職員や関係機関と協議を重ねた結果、令和8年1月1日付で市役所組織の一部を改編することにしました。具体的には、イノシシやハクビシンなどの鳥獣害対策に特化した鳥獣害対策課や、私が掲げる政策の中で迅速な対応が求められる事項を取り扱うための秘書課を新設します。さらに、政策調整、地域振興、ブランド戦略の一元化を図るため、現行の政策秘書課、事業推進課、ブランド戦略課を、企画政策課と魅力発信課に再編するものです。



また、国において地方公共団体が物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援を迅速に実施できるよう「重点支援地方交付金」が追加されました。本市では、この交付金の趣旨に基づき、速やかに対応できるよう市議会と協議を進めます。引き続き行方市の発展と市民福祉向上のために皆様のご指導を賜りますようお願いいたします。

第4回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

12月5日(金)【議会運営委員会】

【本会議】開会

会期の決定、諸般の報告

議案の上程、提案理由の説明

9日(火)【本会議】一般質問

10日(水)【本会議】一般質問

12日(金)【本会議】議案質疑、委員会付託

15日(月)【総務委員会】付託案件の審査

16日(火)【教育厚生委員会】付託案件の審査

17日(水)【経済建設委員会】付託案件の審査

18日(木)【予算決算常任委員会】付託案件の審査

23日(火)【議会運営委員会】

【本会議】委員長報告

質疑、討論、採決

閉会中の所管事務調査

議員の派遣

閉会

令和7年第4回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は9ページをご参照ください。

総務委員会

Q 行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

A 指定管理者の選定について、施設ごとの特性に応じた柔軟な管理を実施できるように専門性の高い事業者を非公募で候補者に選定することを可能とする規定を追加するため、所要の改正を行うもの

Q 既存の条例の範囲内で対応できるのでは

A 今までの条例内容と違い、今回の改正内容は、候補者に設計を発注する前に関与してもらうことで、建築やその後の管理・運営を行いやすくするためのものです。

Q 公募によらないとあるが、建設業者や施設指定管理者等の決定について、プロポーザル等が行われるのか。また、その選定委員会は設置されるのか

A 施設の維持管理や運営事業者選定委員会等が事業課に設けられ、公募審査を行って選定する形になります。選定後に指定管理者選定委員会に意見聴取を行います。

Q 行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

A 令和7年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の月例給、特別給及び宿日直手当の改定を行うことについて、所要の改正を行うもの

Q 人事院勧告に従わなければならないのか。また、民間企業と比較した場合は

A 今回の人事院勧告で、国家公務員の給与引き上げが閣議決定されました。これに従わなければならないことはありませんが、国家公務員の給与は、民間企業の給与と比較したうえで決定され、多くの自治体で参考とされています。当市のラスパイレシ指数は、国家公務員と比較して97・2%であり、国家公務員を下回っていることから、民間企業の給与水準と比べると低い水準にあるといえます。

※ラスパイレシ指数とは

国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使う統計上の指数で、国の俸給月給を100とした場合の地方公務員の給料水準を表すものです。

▼ 行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

A 令和7年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を実施することに伴い、会計年度任用職員について、給料表を改定するため、所要の改正を行うもの

Q 行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

A 令和7年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を行うことに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うもの

Q 特別職は「令和7年4月に遡及」の記載は無いが、遡及しないのか

A 特別職は月例給の改正はなく、期末手当のみの改正であるため遡及の対象となりません。

教育厚生委員会

Q **A**
 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、関係条例の規定を整理するため、条例を制定するもの

Q 今まで保育所における虐待等の通報はあったのか。また、防止策として監視カメラを設置しているところはあるのか

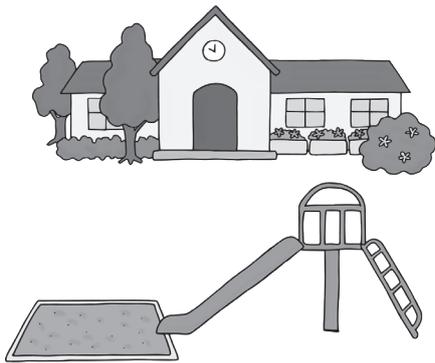
A 現状では、そのような話は聞いておりません。また、行方市内の保育所において監視カメラを設置しているところはありませ

Q **A**
 行方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により創設された乳児等通園支援事業に対応する乳児等のための支援給付制度の実施に伴い、乳児等通園支援を提供する事業者が従うべき基準を定める条例を制定するもの

Q 上位法の改正から、本市の条例制定に至るまでの事務の流れは

A 国から制定予定の通知が届き事務作業の案内がされ、その後、公布通知が届きます。これを受け、条例案作成をし、議会に上程しています。



Q **A**
 行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例について

スクールバスの利用料について、恒常的に保護者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うもの

Q スクールバスの無料化について

A 徒歩通学との公平性の観点から利用料を頂いています。今回、3千円を千円と変更したのは、恒常的に保護者の負担軽減を図るためです。

Q 玉造中学校、北浦中学校のスクールバスの運行はしないのか

A スクールバスは学校統廃合に伴い、遠距離通学を余儀なくされた児童生徒の就学支援策として導入されたものであり、小学校全校と麻生中学校を対象とし運行しています。



委員からの意見・要望

○学校、保護者、地域の人などの意見を伺いながらスクールバスの料金や運営方針を決めていってほしい。

経済建設委員会

行方市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるもの

Q 市道払い下げの単価及び算定方法について

A 払い下げ処分単価は、行方市廃道敷等の不用残地処分要領に基づいて決定していません。処分単価については、処分後の目的が宅地・雑種地であれば隣接する土地の固定資産税評価額相当、その他については、市道買取単価で払い下げ処分の価格を決定しています。

行方市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるもの

Q 払い下げとなる土地の単価について

A 申請地は雑種地であるため、近傍の固定資産税評価額相当を払い下げの金額として算定しています。

行方市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求めるもの



～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

(表紙例)

〇〇〇に関する 請願（陳情）書	
紹介議員 署名又は 記名押印	印

(内容例)

〇〇〇に関する請願 （陳情）	
1. 要旨	
2. 理由	
令和 年 月 日	
請願（陳情）者の住所	
署名又は 記名押印	印
行方市議会議長	殿

予算決算常任委員会

▼令和7年度行方市一般会計補正予算（第5号）について

一般会計に補正の必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、提案するもの

公共施設整備基金

Q 基金の状況と将来の活用方法について

A 庁舎を含めた公共施設が老朽化しています。庁舎と限定しない、現在ある公共施設の整備基金として積み増していました。令和7年度末には、約21億円になると試算し、どのような形で活用していくのか協議していきたいと思えます。

防災対応型エリア放送管理事業

Q 光ケーブル移設工事の流れや今までの実績について

A 電柱保有会社より、移設対象の電柱数と光ケーブルのメーター数において移設の依頼が来ます。今年度は20件、約4.7キロを実施しています。今回の補正は、18件分になります。

給食センター運営事業

Q ばっ気ブローower修繕について。どのような役割を持っているのか。また、検査は行っているのか

A 排水処理施設ばっ気ブローowerは、洗浄室や調理室などで排出された汚水を貯めて浄化する施設です。ばっ気槽の中にいる好気性微生物の動きを活発にさせ、汚水浄化を制御する役割を担っています。検査は、麻生・北浦それぞれの給食センターで月2回行っています。

ごみ収集運搬委託料

Q 契約金額の推移及び算出根拠について

A 契約額は、平成29年度から令和元年度が1億6115万7600円。令和2年度から令和4年度が1億7028万円で約6%アップ。令和5年度から令和7年度は1億9542万6千円で約15%アップ。今回の債務負担行為補正額は、前回より約15%アップしています。金額が上がっている理由としては、人件費と燃料代の上昇、集積場の増加となっております。





庁舎建設整備事業

Q 庁舎耐震診断業務委託料の積算根拠及びスケジュールについて

A 2庁舎（玉造・北浦庁舎）をまとめて行った場合、10か月程度かかります。2庁舎を別々に行った場合、5か月から6か月程度で耐震診断の1S値が判明します。できるだけ早く耐震診断等の結果を踏まえて事業を進めたいと考えていますので、別々に発注できるように予算の積算をしています。スケジュールですが、議会の可決を受けましたら3月までに契約まで進めていきます。その後、準備、現地調査、耐震診断となります。耐震診断の判定は、耐震判定会議に委託業務内で図られます。

Q 行方市庁舎建設基本計画の見直しについて

A 現行の基本計画は、統合庁舎を建設するための内容でした。今回、3庁舎の耐震診断を行い、今後の方向性を定めます。令和8年度には個別施設計画、令和9年度には公共施設管理計画基本計画を改定します。耐震診断後、方向性を決める時点で議員に相談しながら、新たな手法に対する計画を作成していきます。



討論がありました

【反対討論】

・耐震診断結果の今後の活用方法や改修費用等が不明確であり、着手前に市民と議会の合意が必要。

・基本計画の見直しについて市民からの合意を得られていない。庁舎建設の可能性がなくなる流れになるので反対。

【賛成討論】

・市長公約に対して市民は結論を出しているので耐震診断は必要。

・20年前と状況が変わってきている。検証を実施する事は必要であるので賛成。

少数意見の留保

採決終了後、委員より少数意見の留保の申し出があり、少数意見として留保されました。

【留保された意見】

耐震調査の結果、耐震や改修に関わる費用が大きなものになるのではないかと。耐震や改修費用の算出次第では、3庁舎方式から1庁舎方式も視野に入れた基本計画の見直しが必要である。

各委員会への

付託が省略された議案

▼副市長の選任について

藤島 忠夫（水戸市）

令和8年1月1日より、新たに藤島氏を選任することに全会一致で同意しました。

任期は令和8年1月1日から令和11年12月31日までの4年間です。

議会メモ：

「少数意見の留保」とは…

委員会における表決の結果、多数を得られず廃棄された意見で、本会議における審議の際、委員長が行う委員会の報告結果と合わせて、自ら少数意見として報告する権利を保持しておくことをいいます。

【条件】

1. 委員会の結論に反対の意見であり、表決の結果、少数で敗れたもの
2. 廃棄された意見に他の委員1人以上の賛成者がいること



本会議において 賛否が分かれた議案

議案
第63号

令和7年度行方市一般会計補正予算(第5号)
について



反対討論

庁舎の耐震診断に関する事業は、市民へ十分な説明や合意がなく、正式な文書としての計画も示されていない。市長個人の方針だけで、現行の庁舎建設基本計画や関連条例との整合性が取られておらず、不適切な事業予算と言わざるを得ない。地方自治法第2条第14項に基づき最少の経費で最大の効果を追求すべきだが、総事業費や財源、手順が示されておらず3庁舎方式が最も経費を抑えられるとも考え難い。また、地方自治法第218条に基づく補正予算は、予算の調製後に生じた理由に基づき必要が生じたときとされているが、現状では該当すると言えない。市民合意のもとで計画を見直し、市民会議やアンケート等で広聴を行うべき。拙速ではなく丁寧な説明と合意形成を重ね、信頼される市政運営を進めるべきであるため反対する。

賛成討論

東日本大震災がおこった時点で、耐震診断をすぐに行うべきであった。今まで実施されなかったことが問われるべき。今回の市長選挙において、市長は、なめがた地域医療センターの元救命救急センターではなく現行の3庁舎を使用する方針を示し、市民の支持を得た。北浦庁舎と玉造庁舎の耐震診断を行い、今後の費用や庁舎の見直しを検討していくべきであり、そのためにも予算を承認して耐震診断業務を進めることに賛成する。

反対討論

市長は一般質問で、今回の予算は新庁舎建設から3庁舎維持への第一歩と答弁されたが、耐震診断調査結果の具体的な活用方法や庁舎建設基本計画の改正手順は不明確である。また、診断結果は安全性補強までの算出であり、多額の費用に対して改修費用や必要な経費、全体事業も示されていない。今の段階では、市長の思いであって市民の総意を得たものではない。また、新庁舎建設基本計画は、市民会議での議論を重ね市民意見公募や市民説明会を経て進められてきた。市議会においても庁舎建設特別委員会を設置し議論を重ね、行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の可決を行ってきた。これらを無視し、押し進める事は、民意や議会を軽視したものである。事業を着手する前に、市民及び議会の合意を得てから予算化すべきであり反対する。

賛成討論

行方市の行政の基本は市民本位であり、限られた資金と人材の中で、最小にして最大の費用対効果を出す事が使命であると考える。市民本位の根拠としての3つが考えられる。法的根拠があること、全地域全市民に訴えるものであること、直近のデータであることである。選挙は国の認める全ての根拠であり、市民本位の考えを汲み取るための選挙である。もともと市民の考えを聞くべきであることの考えがあるが、様々な考えを合理的な数値として、民主主義は多数決をとっているわけである。多数決の原理の中で成り立つのが行政である。そのような認識に立った考えの中で、次世代のために責任ある判断を求める。

議案賛否結果一覧表

(賛成=○、反対=×、棄権=△、欠席=-、議長=■)

賛否が分かれた議案と賛否結果	1 宮崎 和洋	3 伊勢山仙寿	4 高野 市郎	5 阿部孝太郎	6 小野瀬忠利	7 栗原 繁	8 土子 浩正	9 貝塚 俊幸	10 鈴木 裕	11 高橋 正信	12 小林 久	13 高木 正	14 大原 功坪	15 鈴木 義浩	16 岡田 晴雄	17 高柳孫市郎	18 宮内 守	賛否結果
議案 第63号	×	○	○	-	○	○	×	○	○	○	×	○	-	-	○	○	■	可決

※賛成者を起立させ、表決を行いました。

※棄権は表決する権利を行使しなかった場合です(棄権は退席・不在を含みます)。

〈市長提出議案〉

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
議案第52号	副市長の選任について	原案同意 (全会一致)	—
議案第53号	行方市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第54号	行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第55号	行方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第56号	行方市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案第57号	児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第58号	行方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第59号	行方市スクールバス運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案第60号	行方市道路線の廃止について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第61号	行方市道路線の変更について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会
議案第62号	行方市道路線の認定について	原案可決 (全会一致)	経済建設委員会

第4回(12月)定例会で補正された予算(令和7年度)

議案番号	補正額(総額)	主な内容	議決結果
議案第63号 一般会計 (第5号)	8億6,341万円 増額 (214億8,828万7千円)	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎耐震診断業務委託料 / 3,252万7千円 庁舎建設基本設計業務委託料 / △7,030万円 庁舎建設CM業務委託料 / △4,620万円 財政調整基金積立金 / 3億3,651万8千円 公共施設整備基金積立金 / 3億8,100万円 行方市消防自動車整備事業積立金 / 8,450万1千円 障害者福祉サービス給付費 / 1億1,027万円2千円ほか 	原案可決 (賛成多数)
議案第64号 国民健康保険特別会計 (第1号)	189万1千円 減額 (45億9,010万9千円)	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与費 / △189万1千円 	原案可決 (全会一致)
議案第65号 介護保険特別会計 (第2号)	保険事業勘定 9,335万6千円 増額 (39億1,321万9千円)	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与費 / △1,319万3千円 国庫支出金等償還金 / 7,194万6千円 一般会計繰出金 / 3,433万4千円 	原案可決 (全会一致)
議案第66号 水道事業会計 (第3号)	【収益的収入】72万円 減額 (9億5,302万8千円) 【収益的支出】15万9千円 減額 (8億6,626万2千円)	<ul style="list-style-type: none"> 【収益的収入】 他会計補助金 / △72万円 【収益的支出】 受水費及び職員給与費 / △15万9千円 	原案可決 (全会一致)
議案第67号 下水道事業会計 (第1号)	【収益的収入】68万2千円 減額 (8億7,423万9千円) 【収益的支出】68万2千円 減額 (8億7,423万9千円)	<ul style="list-style-type: none"> 【収益的収入】 他会計補助金 / △68万2千円 【収益的支出】 職員給与費 / △68万2千円 	原案可決 (全会一致)

※補正予算は予算決算常任委員会に付託されました。

※色が付いたものは賛否の分かれた議案です。